

平成 24 年 1 月 19 日

環境大臣
細野 豪志 殿

動物愛護管理法の見直しに関して

生命活動を科学的に理解することは、人類の健康や福祉、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要不可欠な手段です。わが国の医学・医療、科学技術、食品、環境等の広範な産業においても、その成果が国民生活の向上や安全確保に大きく貢献してきました。

環境省では昨年（2010 年）来、中央環境審議会動物愛護部会の中に動物愛護管理のあり方検討小委員会を設置し、動物愛護管理法の見直しをしているところであり、検討課題とされていた実験動物に対して、私ども大学や学術研究機関のそれぞれの考え方を表明させていただいたところです。

動物愛護の精神に則る動物実験や飼育管理の在り方に関しては、2005 年の動物愛護管理法の改正で動物実験の国際原則が明文化されたことを機に、2006 年には文部科学省、厚生労働省、農林水産省が動物実験の実施に関する基本指針を制定し、さらに日本学術会議は詳細な指針「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」を定めました。

2006 年に完成したこの新たな制度により、社会的理解を得ながら学術研究、試験研究に必要な動物実験が適正に実施され、実験動物が動物愛護の精神に則り適法に飼育される管理体制が格段に進歩し、定着してきたところです。

現行の自主管理の仕組みは実効性を持って遵守されており、これまで問題が生じていないことに鑑み、実験動物施設の位置づけや実験動物の生産管理に関しては、動物愛護の精神に則った現在実施している自主管理体制に委ね、その体制をさらに強化するとともに、科学技術や医療の更なる発展と社会への貢献の観点も踏まえて不断に検証しながら、今後も現在の自主管理体制を着実に推進していくことが重要であると判断します。

（要望団体は以下の通り）

- 一般社団法人国立大学協会 教育・研究委員会委員長 濱口道成（名古屋大学・総長）
- 国立大学医学部長会議 常置委員会委員長 森 望（香川大学・医学部長）
- 全国医学部長病院長会議 会長 森山 寛（東京慈恵会医科大学・病院長）
- 国立大学法人動物実験施設協議会 会長 浦野 徹（熊本大学生命資源・支援センター長・教授）
- 公私立大学実験動物施設協議会 会長 喜多正和（京都府立医科大学・教授）
- 厚生労働省関係研究機関動物実験施設協議会 会長 山田靖子（国立感染症研究所・室長）
- 日本神経科学学会 理事 伊佐 正（自然科学研究機構生理学研究所・教授）
- 日本生理学会 研究倫理委員会委員長 伊佐 正（自然科学研究機構生理学研究所・教授）
- 社団法人日本実験動物学会 理事長 八神健一（筑波大学大学院人間総合科学研究科・教授）
- 日本製薬工業協会 専務理事 仲谷 博明
- 社団法人日本実験動物協会 会長 福田勝洋（岡山理科大学・教授）
- 日本実験動物協同組合 理事長 外尾亮治（財団法人動物繁殖研究所・理事長）